

# 戦前における財務諸表体系の変遷

渡 辺 和 夫

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 商法制定以前の財務諸表体系
  - (1) 「提示型」と「宣言型」
  - (2) 第一国立銀行の財務諸表
  - (3) 日本郵船の財務諸表
- 3 商法上の計算書類体系とその影響
  - (1) 計算書類と財務諸表
  - (2) ロエスレル草案・旧商法・新商法における規定
  - (3) 商法制定にもとづく統一化
- 4 財務諸表準則上の財務諸表体系
  - (1) 財務諸表準則における規定
  - (2) 貸借対照表と財産目録
  - (3) 損益計算書
- 5 むすび

## 1 はじめに

財務諸表は企業の会計情報を外部の利害関係者に伝達する基本的な手段とされている。それは、通常、複式簿記のシステムを前提に考えられている。

非営利組織体の財務諸表が近年話題になっているとはいえ、伝統的には企業の財務諸表が対象とされてきた。また、その場合の企業は、清算企業ではなく継続企業とされている。

外部の利害関係者といってもさまざまな人びとが考えられる。株主が代表的な存在といえようが、政府や一般大衆向けの財務諸表もある。一般大衆のための財務諸表としては決算公告があげられる。

財務諸表の内容は作成時期と対象範囲によって違ってくる。作成時期の観点からは、決算財務諸表と中間財務諸表に分けられる。対象範囲の観点からは、個別財務諸表と連結財務諸表に分けられる。財務諸表の体系を考察するにあたり、ここでは決算時に作成される個別財務諸表を主な対象としたい。なお、財務諸表を基本財務諸表と補助財務諸表に分ける視点もある。この視点は最近とくに重視されるようになってきたようである。

本稿の目的は、第二次世界大戦以前において、どのような財務諸表体系が工夫されてきたかを歴史的にたどることにある。それは戦後から今日に至る財務諸表体系の原型を成すものと考えられる。

## 2 商法制定以前の財務諸表体系

### (1) 「提示型」と「宣言型」

わが国で最初の株式会社は明治6年に組織されたといわれている。また、最初の商法（旧商法・原始商法）が制定されたのは明治23年である。その間に企業が作成した財務諸表はさまざまで多様であった。そのため、この時期の財務諸表体系を明らかにすることは簡単でない。

実務上、どのような財務諸表が作成されていたのであろうか。さまざまな会社を網羅的に取り上げることは困難なので、ここでは2社に限定して考察するにとどめたい。久野秀男氏によれば、この時期の財務諸表体系は2つの類型に分けられるといわれている。ひとつは「提示型」財務諸表体系であり、いまひとつは「宣言型」財務諸表体系である。

「提示型」財務諸表体系は「未処分型」ともいわれ、「利益金処分前貸借対照表」と「損益および利益金処分（提示）計算書」との一对から成る。他方、「宣言型」財務諸表体系は「処分済型」ともいわれ、「利益金処分後貸借対照表」

と「損益および利益金処分（宣言）計算書」との一对から成る<sup>1)</sup>。

前者は銀行で使用され、後者は一般企業で利用されたようである。そこで、前者の代表として第一国立銀行を、後者の代表として日本郵船を取り上げることにする。

## (2) 第一国立銀行の財務諸表

第一国立銀行はわが国で最初に設立された銀行である。三井組と小野組が主たる資本を引き受け、明治6年6月11日に創立総会が開催された。資本金は244万800円であり、株主の総数は71名であった<sup>2)</sup>。

決算財務諸表として作成されたのはつぎの2つである。

- ① 半季実際報告
- ② 半季利益金割合報告

前者が「貸借対照表」であり、後者が「損益および利益金処分計算書」になる。さらに、後者に関しては、株主総会に提出された書式甲と、紙幣頭に提出された書式乙との二種が存在した<sup>3)</sup>。第1回決算は明治6年12月31日に行なわれた。そこでの財務諸表が「提示型」財務諸表体系とされるためには、半季実際報告が利益処分前の金額を示していなければならない。

利益処分項目としては、半季利益金割合報告（書式乙）では別段積立金、割賦金および後半季繰込の3つがあげられており、半季利益金割合報告（書式甲）では諸役員褒賞金を加えて4つあげられている。割賦金は配当金を、後半季繰込は次期繰越利益を、諸役員褒賞金は役員賞与を、それぞれ意味する。諸役員褒賞金の処理に違いが見られるのは、書式乙では費用計上されているのに対し、書式甲では利益処分項目とされているためである。その結果、「純益金」の金

---

1) 久野秀男著『わが国財務諸表制度生成史の研究』第一法規、昭和62年、1-2ページ。  
2) 第一銀行80年史編纂室編『第一銀行史（上巻）』昭和32年、90ページ。  
3) 久野秀男、前掲書、54ページ。なお、第一国立銀行の財務諸表は、同書のほか、片野一郎著『日本・銀行会計制度史（増補版）』同文館、昭和52年、にも収録されている。

額は書式乙と書式甲とで違っている。

これらの利益処分項目が半季実際報告においてどのように反映されているかが問題である。半季実際報告では、書式乙に合わせて、3つの利益処分項目が純益金の内訳項目として示されている。半季実際報告が処分済のものであるとすれば、割賦金は「仕払未済割賦金抵当（未払配当金）」として負債に計上されるはずである。しかし、そのようにはなっていない。現に諸役員褒賞金は「仕払未済賞金」として負債に計上されている。このように、これらの財務諸表は「提示型」財務諸表体系を採っていることになる<sup>4)</sup>。

決算公告に目を向けてみると、さらに意外な事実が明らかになる。同社の決算公告は「目まぐるしく変化している<sup>5)</sup>」といわれる。なかでもとくに興味深いのは第2回決算公告である。第1回は公告されなかったので、第2回が実質的に最初の公告ということになる。それは明治7年7月22日付の「東京日日新聞」に公告されたものであり、つぎの2つから成っている<sup>6)</sup>。

- ① 総勘定書
- ② 差引表（損益勘定）

前者が貸借対照表であり、後者が損益計算書になる。興味深い点が2つある。ひとつは総勘定書が「利益金処分後貸借対照表」になっており、半季実際報告と異なる体系になっていることである。もうひとつは、差引表が純然たる損益計算書になっていることである。銀行が純粹の損益計算書を作成したのはこのときかぎりといわれている<sup>7)</sup>。

以上により、第一国立銀行の財務諸表には、政府提出用、株主用、一般大衆用と、三者三様の違いが見られた。提出先の違いにより、財務諸表を使い分けていたことになる。しかも、形式が違うだけでなく、内容の違いも見られたことは重要である。

---

4) なお、詳細については、久野秀男、前掲書、65-71ページを参照されたい。

5) 久野秀男著『会計制度比較研究』第一法規、平成4年、120ページ。

6) 第一国立銀行第2回決算公告は、同書、121ページに収録されている。

7) 同書、132-133ページ。

### (3) 日本郵船の財務諸表

日本郵船は明治18年9月に郵便汽船三菱会社と共同運輸会社の合併によって成立した会社である。激しい競争により損失を計上していた2社は政府指導のもとで合併した。資本金は1100万円とされている<sup>8)</sup>。

第1回決算は明治19年9月30日に、第2回決算は同20年9月30日に、それぞれ行なわれた。両決算の内容は、同20年12月に開催された株主総会で一括して報告された。決算財務諸表はつぎの4つから構成されている<sup>9)</sup>。

- ① 損益勘定表
- ② 保険積立金勘定表
- ③ 大修繕積立金勘定表
- ④ 資産負債勘定表

損益勘定表は「損益および利益金処分計算書」であり、②と③の積立金勘定表は一種の「利益剰余金計算書<sup>10)</sup>」であり、資産負債勘定表は貸借対照表に相当する。

利益処分項目としては、減価引除金、保険積立金、大修繕積立金および配当金があげられている。減価引除金は利益処分による減価償却を意味しており、資産負債勘定表では資産から控除する形式で表示されている。保険積立金と大修繕積立金は利益処分によって積み立てられた金額を加算して表示されている。また、資産負債勘定表上、当期配当金と政府補給金が同額で表示されているのは、配当金相当額を政府が補給する仕組みになっていたためである。政府補給金は未収高を意味する資産として、また当期配当金は未払高を意味する負債として示されているわけである<sup>11)</sup>。

このように、日本郵船の財務諸表体系は「宣言型」になっている。資産負債勘定表の金額は利益処分後の金額で示されている。この体系は商法が制定され

8) 日本経営史研究所編『日本郵船株式会社百年史』昭和63年、27ページ。

9) 日本郵船の財務諸表については、『マイクロフィルム版営業報告書集成(1674)日本郵船(1)』(雄松堂フィルム出版)を利用した。

10) 久野秀男著『わが国財務諸表制度生成史の研究』181ページ。

11) 同書、186ページ。

るまで継続する。商法は利益処分の権限を株主総会に与えたため、こうした「宣言型」の財務諸表体系は通用しなくなったのである。

ちなみに、決算公告はどうであったかという点、第1回と第2回の決算公告は、上述した財務諸表がそのまま掲載されている。掲載されたのは明治21年1月7日付の「東京日日新聞」である<sup>12)</sup>。第一国立銀行のケースとは著しく異なっている。

### 3 商法上の計算書類体系とその影響

#### (1) 計算書類と財務諸表

計算書類は商法上の概念であり、財務諸表は会計上の概念である。両者が一致すれば問題はない。微妙な違いが存在するため、2つの概念を区別しておく必要がある。

財務諸表は、通常、複式簿記の記帳システムから導かれるものと考えられている。それは会計情報の伝達手段であり、会計情報は複式簿記と結びつけて理解されるためである。しかし、計算書類として提供される情報は必ずしも会計情報に限定されるわけではない。商法が独自の観点から必要な計算書類を企業に義務づけることは可能である。

計算書類のうち財務諸表に該当しないもの、すなわち会計情報をまったく含まないものは会計上考慮するに値しない。財務諸表でありながら、計算書類に含まれていない場合には、商法上必要な会計情報が否かが問われることになる。問題を複雑にしているのは、会計情報と非会計情報の両方が含まれる計算書類の取扱いにある。

#### (2) ロエスレル草案・旧商法・新商法における規定

旧商法（原始商法）が制定されたのは明治23年である。そのもとになったロ

---

12) 久野秀男著『会計制度比較研究』145-146ページ。

エスレルの商法草案<sup>13)</sup>は明治17年に完成している。同草案の第33条では、商人に対して、「動産不動産ノ総目録并ニ貸方借方ノ比較表」の作成を義務づけている。さらに、株式会社に関する第238条では、「前期ノ計算書、比較表、業務結果、利足及ヒ利益配当案」を通常総会で報告・決議することとされている。また、第268条では、「財産目録書及ヒ比較表」の公告が規定されている。

明治23年の旧商法第32条では、商人に対して、「動産、不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表」の作成を義務づけている。さらに、株式会社に関する第200条では、「前事業年度ノ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案」を通常総会で決議することとされている。また、第218条では、「財産目録及ヒ貸借対照表」の公告が規定されている。文言が若干異なるとはいえ、ロエスレル草案と旧商法はほぼ同様の内容になっている。

旧商法は明治26年に一部施行されたものの、全面施行には至らなかった。それに代わって、新商法（現行商法）が明治32年に新たに制定され、施行されることとなった。

明治32年の新商法第26条では、「動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表」という表現に修正された。この修正は財産目録が負債を含むことを明確にしたものである。さらに、株式会社に関する第190条において、取締役はつぎの書類を監査役に提出することとされた。

- ① 財産目録
- ② 貸借対照表
- ③ 営業報告書
- ④ 損益計算書
- ⑤ 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

上記5つの計算書類が商法で作成を義務づけられたものになる。このうち営業報告書は明らかに財務諸表とはいえないものである。損益計算書という名称はここではじめて登場した。さらに、第192条第2項では、「貸借対照表」のみ

13) 『ロエスレル氏起稿 商法草案 上巻（復刻版）』新青出版、平成7年。

の公告が要求され、財産目録の公告は不要になった。

以上の内容を整理すると、図表1のようになる。

図表1 商法における計算書類の体系

	ロエスレル草案	旧商法	新商法
商人 一般	①動産不動産の総目録 ②貸方借方の比較表	①動産、不動産の総目録 ②貸方借方の対照表	①動産、不動産、債権、債務 其他の財産の総目録 ②貸方借方の対照表
株式 会社	①前期の計算書 ②比較表 ③業務結果 ④利足及び利益配当案	①前事業年度の計算書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④事業報告書 ⑤利息又は配当金の分配案	①財産目録 ②貸借対照表 ③営業報告書 ④損益計算書 ⑤準備金及び利益又は利息 の配当に関する議案
決算 公告	①財産目録書 ②比較表	①財産目録 ②貸借対照表	①貸借対照表

### (3) 商法制定にもとづく統一化

商法制定前の財務諸表はきわめて多様化していた。商法が計算書類に関する規定を設けたことにより、企業の作成する財務諸表は統一化の方向に進むことになった。すでに述べたように、財務諸表体系には「提示型」と「宣言型」が存在した。商法が利益処分の権限を株主総会に与えたことから、計算書類は利益処分前のもので一本化されるようになった。すなわち、財務諸表は「提示型」によらざるをえなくなったのである。「宣言型」の財務諸表体系は認められなくなった。当然、「宣言型」の財務諸表を作成していた一般企業は大きな影響を受けることになる。

「宣言型」を採る日本郵船の場合、第8回決算（明治25年10月1日～同26年9月30日）において、資産負債勘定表は貸借対照表に名称変更された。また、財産目録が新規に作成されるようになった。しかし、その決算では、「宣言型」の財務諸表体系がそのまま継承されていた<sup>14)</sup>。「商法にそくした計算書類の体

14) 久野秀男著『わが国財務諸表制度生成史の研究』221ページ。



制に完全に移行したのは<sup>15)</sup>」第9回決算からになる。

第9回決算の財務諸表としては、つぎのものが作成された。

- ① 計算書第一 損益勘定表
- ② 計算書第二 保険積立金勘定表
- ③ 計算書第三 大修繕積立金勘定表
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 財産目録
- ⑥ 利益金分配案

従来から作成されてきた損益勘定表、保険積立金勘定表、大修繕積立金勘定表は、計算書の第一、第二、第三と名づけられるようになった。

日本郵船の財務諸表に関して、第1回、第8回および第9回の決算について整理すると、図表2のようになる。

図表2 日本郵船の財務諸表

第1回決算	第8回決算	第9回決算
明治18年10月1日 ～同19年9月30日	明治25年10月1日 ～同26年9月30日	明治26年10月1日 ～同27年9月30日
①損益勘定表 ②保険積立金勘定表 ③大修繕積立金勘定表 ④資産負債勘定表	①損益勘定表 ②資産整理臨時損益勘定表 ③保険積立金勘定表 ④大修繕積立金勘定表 ⑤貸借対照表 ⑥財産目録	①計算書第一 損益勘定表 ②計算書第二 保険積立金勘定表 ③計算書第三 大修繕積立金勘定表 ④貸借対照表 ⑤財産目録 ⑥利益金分配案
<宣言型>	<宣言型>	<提示型>

他方、「提示型」を採る第一国立銀行の場合には、商法の影響を受ける前に、銀行業として政府による規制を受けていた。国立銀行の統一財務諸表制度は明治10年に確立したとされている<sup>16)</sup>。そこでは半季実際報告と半季利益金割合

15) 同書、226ページ。

16) 片野一郎著『日本・銀行会計制度史(増補版)』159ページ。久野秀男著『わが国財務諸表制度生成史の研究』44ページ。

報告が決算財務諸表とされていた。

第一国立銀行は明治29年9月に「株式会社第一銀行」に改組され、普通銀行（私立銀行）に転換した<sup>17)</sup>。普通銀行に対する規制としては、明治23年に制定された銀行条例があり、資産負債表と損益表が決算財務諸表とされていた。

その後、明治26年には貸借対照表、損益表および財産目録に改められ、同32年には貸借対照表、損益計算書および財産目録に変更された<sup>18)</sup>。その結果、商法の規定と一致することになった。しかし、同33年に財産目録が削除された<sup>19)</sup>ことから、再び商法と異なることになった。

#### 4 財務諸表準則上の財務諸表体系

##### (1) 財務諸表準則における規定

財務諸表準則は昭和9年8月に臨時産業合理局財務管理委員会から公表されたものである。それは一般企業の「財務諸表に拠るべき基準を与ふる目的」(序文)で、その形式、科目分類法、科目名についての統一化を目指したものである。ということは、当時の会計実務ではきわめて多様な財務諸表が作られていたことになる。

明治32年に新商法が制定されてから財務諸表準則の公表までに35年が経過している。商法の計算書類体系はかなり浸透していたといつてよいであろう。しかし、財務諸表の内容は必ずしも統一のとれたものではなかった。財務管理委員会は拠るべき基準を定めて実質的な統一化を図ろうと試みたのである。

財務諸表準則で取り上げられた財務諸表は、貸借対照表、財産目録および損益計算書の3つである。これらは商法上の計算書類のうち会計上の財務諸表に該当するものである。いずれも決算時に作成され、株主総会に提出される財務諸表を対象としている。

17) 『第一銀行史(上巻)』588ページ。

18) 片野一郎著『日本・銀行会計制度史(増補版)』194-195ページ。

19) 同書、195ページ。

貸借対照表については工業と商業の雛形、財産目録については工業の雛形、損益計算書については工業と商業の雛形が、それぞれ例示されている。これらの標準様式は主として会計学の観点から望ましい姿を示したものといえよう。以下、どのような特徴が見られるのかについて、これまでの変遷と比較しながら検討することにする。

## (2) 貸借対照表と財産目録

貸借対照表と財産目録はどちらも一時点の財政状況を示すという点で共通している。貸借対照表が資産・負債・資本によって作成されるのに対し、財産目録は資産あるいは資産・負債をもって作成される。とりわけ、明治23年の旧商法が財産目録を導入したさい、「動産、不動産ノ総目録」という文言を用いたことから、資産のみをもって作成されることもあった。たとえば、日本郵船の第8回決算の財産目録は、資産項目だけから成っていた。その後、明治32年の新商法で文言が改正されたため、資産と負債の両方で作成されることが明確になった。財務諸表準則の財産目録は資産と負債から構成されている。

貸借対照表と財産目録の評価額は同一なのか、それとも異なるのかという問題もある。旧商法と新商法は時価主義を採用しており、明治44年の改正商法では時価以下主義が採用されていた。会計実務では基本的に取得原価主義にもとづいて貸借対照表が作成されていた。それに対して、財産目録では時価評価によるべきであるという見解もあった。その場合、異なる評価額が示されることになる。

財務諸表準則では雛形で同一の評価額が例示されている。ただし、未払込資本金については、貸借対照表で資産に計上されているのに対し、財産目録では資産と負債の差額を示す差引純財産に加算する方式がとられている。解説によれば、「未払込株金も亦会社の権利であり、其の資金の必要に迫られれば、払込を要求し得るものであるから、債権者から見れば担保力あるものと考へることが出来る<sup>20)</sup>」といわれている。

20) 太田哲三著『改訂財務諸表準則解説』経済図書、昭和15年、171ページ。

貸借対照表と財産目録の違いはどこにあるのであろうか。太田哲三氏はつぎの3点を指摘する<sup>21)</sup>。第1に、財産目録では資本勘定が除かれる。第2に、財産目録は財産の明細書であり、財産の内容実質を明らかにしなければならない。第3に、貸借対照表は決算の結果作られるのに対し、財産目録は決算以前に存在するものである。

財産目録は財産の明細を示すところから、詳細な内容になる可能性が高い。新商法が財産目録を決算公告から除外したのは、こうした事情を配慮したものといえよう。

### (3) 損益計算書

損益計算書といっても、わが国で作成されてきたのは、伝統的に「損益および利益金処分計算書」であった。純粹の損益計算書、すなわち収益と費用を比較して純損益を示す計算書は、ほとんど作成されなかった。すでに述べたように、第一国立銀行の第2回決算公告がその例とされている。財務諸表準則の損益計算書も損益および利益金処分計算書になっている。もちろん、「宣言型」ではなく「提示型」の計算書である。

財務諸表準則の損益計算書は純損益計算の区分に続いて、純損益処分計算の区分が付随している。解説によれば、「純損益処分計算は商法に所謂「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」であって、これは損益計算書と共に総会に提出するものであり、損益計算書の一部をなすものではない<sup>22)</sup>」と述べられている。損益計算書の一部でないことを示すために、雛形では外側の輪郭線が切り離されている。

財務諸表準則の作成者側には、おそらく、損益計算書を純損益計算の区分で終わらせたいという考えがあったにちがいない。しかし、商法上の利益処分案を別個の計算書とせず、損益計算書に付随させている。純損益処分計算の区分は利益処分の提示案であって、未確定の内容を示している。利益処分案が株

21) 同書, 163ページ。

22) 同書, 201ページ。

主総会で変更された場合、損益計算書は修正されることになるであろう。このような内容を損益計算書に含めたことは、過去の伝統にとらわれた見方であり、不適切といわざるをえない。過去の伝統から脱却することは容易でないようである。

## 5 む す び

戦前における財務諸表体系の変遷は3つの時代に分けられそうである。第1は多様な財務諸表が用いられていた時代であり、第2は商法による形式的な統一化が推進された時代であり、第3は財務諸表の内容について実質的な統一化が目指された時代である。

第1の時代には株式会社企業が誕生した。銀行業においては統一財務諸表制度が早くから確立している。一般企業については規制する法が存在しなかったため、さまざまな財務諸表が作成されていた。

第2の時代には商法による計算書類の規制が開始された。財務諸表の種類や名称などについての整備が急速に行なわれた。財産目録が財務諸表のひとつに加えられたことはこの時代の特徴といえよう。

第3の時代には財務諸表準則による実質的な統一化が期待された。しかし、財務諸表準則には強制力がなかったため、期待どおりには行かなかったようである。

貸借対照表と財産目録と損益計算書という財務諸表体系には、まだ洗練されなければならない余地が残されている。財産目録は本当に財務諸表のひとつといえるのかどうか、また損益計算書の内容は適切なのかどうか、これらは未解決の問題といえよう。こうした問題は戦後に検討されることになる。